

受け入れ農家などの皆さん（順不同）



にんにく栽培（西ヶ原にんにくの郷）
さといも栽培 嶋田 重則さん（60=滝波町3）
水稲・さといも栽培 島田 英治さん（60=荒土町妙金島）
そば栽培 西出 信夫さん（60=野向町聖丸）
公園管理 上田 秋光さん（NPO法人 恐竜のまち応援隊）（60=旭町2）
メロン・ミディマト栽培 松田 三郎さん（農業組合法人 エコ・ファームてらお）（62=村岡町寺尾）



田んぼのオーナー制で
田植え体験

市では、平成20年度から、県内外のかたに市内各地で農作業などを手伝ってもらい、その代わりに食事と宿を提供する「田舎暮らし体験交流事業」の受け入れを行っています。

受け入れ体制が整っているところは、認定農業者や各種団体を中心に12か所。ジャージー牛のお世話、ねぎ栽培、水稲・大豆・麦栽培、メロン・ミディマト栽培、にんにく栽培、勝山特産のさといも・そば栽培、その他、小原ECOプロジェクトと連携しての古民家修復、耕作放棄地再生、さらに、恐竜の森の公園管理などバラエティー豊かなメニューを用意しています。

昨年は、関東や関西、中京、北信越から、41人（延べ45人）のかたが勝山へ田舎暮らし体験に訪れました。

参加者からは、「地域の皆さんと、

田舎暮らしで交流人口増

率直な話し合いの機会があつて交流ができたことがうれしく思いました。」（20代女性）との声がありました。

また、受け入れ農家からは、「農家民宿を始めてから、何度も対話をしてきて、楽しい第2の人生を送ることができています。」との感想も聴かれました。

農作業を体験するだけでなく、受け入れ農家と家族のような付き合いを重ねることによって、お互いの絆が強くなり、再度田舎暮らし体験交流事業に訪れるかたが大変多いのも特徴です。

また、これまでの田舎暮らし体験を通して、勝山の生活に魅力を感じ、定住したかたも2人います。

今年度はさらにメニューの増加を目指すとともに、受け入れ農家で構成される田舎暮らし体験交流事業推進会との連携を強化して、これまで以上に、参加者・受け入れ農家ともに、満足できる体制、仕組み作りに取り組んでいく予定です。

※田舎暮らし体験交流の受け入れをしてくださる農家を募集中です

申・問 農林政策課（☎88・8106）



水稲・ねぎ栽培 小木 輝夫さん（68=平泉寺町小矢谷）
ねぎ栽培 堂山 信一さん（51=平泉寺町赤尾）
ジャージー牛のお世話 松本 忠司さん（54=平泉寺町小矢谷）
古民家修復、耕作放棄地再生 國吉 一實さん（小原ECOプロジェクト）（40=長山町2）
さといも栽培 梅垣 敏雄さん（67=平泉寺町岡横江）
水稲・ねぎ・麦・大豆・そば栽培（株式会社かつやま アグリ倶楽部）

【おもなご意見・ご提案】

- 地元の若者が地元の繁栄に貢献してほしい。若者定住の取り組みを進めてほしい。
- もっと踏み込んだ内容の計画説明をして、市民の意見集約を望む。
→十分に市民の意見を集約し、今後の地区説明会などで、踏み込んだ提案をしていく。
- 市長が言う「小さくてもきらりと光るまち」のシンボルマークを作って、勝山をアピールしてはどうか。
- 「勝山をきれいにする運動」への参加地区がもっと増えるよう働きかけてほしい。
- えちぜん鉄道勝山駅の駅前整備について内容を教えてほしい。
→平成22年、23年で工事を進める予定。
- はたや記念館の入場料を小学生以下は無料にしてはどうか。（現在の設定金額は100円）
→県内の学校の遠足や社会科見学の際には、減免制度がある。

5月26日、今年度から2か年をかけて策定する「第5次勝山市総合計画」の基本方針（案）をテーマに、「市長となんでも語ろう会」が開催されました。山岸市長が、これから目指したい勝山市のすがたや計画策定方針（案）について説明した後、参加者の皆さんから、さまざまなご意見やご提案をいただきました。



これからのまちづくり
市民116人が意見交わす

市長と市民116人が
まちづくりの意見交換

“いつまでも住み続けたくなるまち
いつかは戻りたくなるまち”の創造

- ・地区座談会（7月下旬～8月下旬予定）
 - ・若者世代と市長との語る会
 - ・まちづくり講演会およびシンポジウム
 - ・全市民アンケート（12月～1月予定）
 - ・「広報かつやま」にて策定進捗状況報告
- ◎計画策定に向けた当面の予定（平成21年度中）
- 市では今後、地区座談会や若者世代との語る会、市民アンケートの実施などを通じて市民の皆さんからのご意見やご提案を集約して、十分に反映した計画づくりを進めます。
- ◎計画策定に向けた当面の予定（平成21年度中）
- ◎未来創造課（☎88・1115）

美しいまち
ふさわしい
景観づくり

勝山市景観計画

勝山市にはたくさん美しい風景（景観）があります。景観計画は、今ある優れた景観を守り、これからのまちづくりで生まれる景観も優れたデザインとするため、その指針と市民皆さんで守るルール作りを行うものです。

策定にあたっては市民参加によるワーキング部会を設置し、素案の作成を行います。

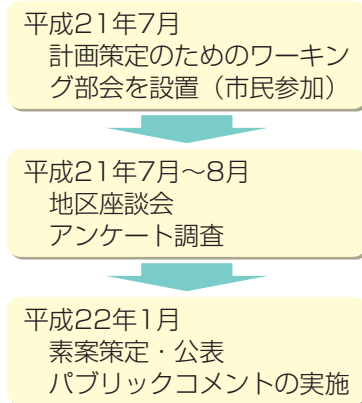
また、第5次総合計画策定のためにおいて、アンケートなどを行いながら作業を進めていきますので、ご協力をお願いします。

※ワーキング部会委員を募集中です



平成20年度勝山市小中学生対象
図画写真コンクール優秀作品

策定のスケジュール



問 都市政策課（☎88・8108）

- 景観計画で定める事項
《必須事項》
1. 景観計画の区域の設定（勝山市全域で考えています）
 2. 良好な景観の形成に関する方針の設定
 3. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項の設定
 4. 景観重要建造物または景観重要樹木の指定方針の設定
- 《選択事項》
1. 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項の設定
 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項の設定
 3. 景観重要公共施設の占用などの許可基準の設定
 4. 景観重要振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項の設定
 5. 自然公園法の許可基準の設定